

# 一般社団法人レーザセンシング学会規程

## 若手奨励賞（廣野賞奨励賞）選考規程

令和 6（2024）年 8月 9日 制定

### （目 的）

第 1 条 本規程は、委員会に関する規則第 3 条第 5 項(1)に基づき、一般社団法人レーザセンシング学会（以下、「本会」という）の会員である若手研究者の研究を奨励するため、優れた業績を挙げた若手研究者を表彰する若手奨励賞（廣野賞奨励賞）（以下、「奨励賞」という）の選考等について必要な事項を定める。

### （対 象）

第 2 条 奨励賞は、レーザセンシングに関わる科学と技術の発展に貢献する優れた業績を対象とする。

### （対象者）

第 3 条 奨励賞は、表彰を行う年度末における満年齢が 4 1 歳を越えない本会の正会員または学生会員を対象者とする。ただし、過去に若手奨励賞（廣野賞奨励賞）を受賞した者は対象者とししない。

### （表彰件数）

第 4 条 奨励賞の表彰は、原則として毎年 1 名とする。

### （選 考）

第 5 条 奨励賞は、正会員または賛助会員からの推薦を受け、表彰委員会が選任した廣野賞奨励賞選考小委員会（以下、「小委員会」という）が表彰者の選考を行う。

- 2 推薦書は、推薦者が表彰委員会に提出する。自薦も妨げない。
- 3 推薦書の様式は別に定める。
- 4 表彰委員会は、選考結果と選考理由を理事会に報告する。

### （表 彰）

第 6 条 奨励賞の表彰は、本会の総会において行う。

- 2 受賞者には、表彰状を授与し、賞金 3 万円を贈呈する。
- 3 受賞者には、レーザセンシング学会誌に当該受賞内容を含む論文等の投稿を推奨する。

### （公 表）

第 7 条 奨励賞の公表は、本会ホームページにおいて行う。

### 附 則

- 1 この規程は、令和 6（2024）年 8 月 9 日より施行する。

令和 6（2024）年 8 月 9 日 制定・施行